

利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

家賃	1ヶ月分の部屋使用料 光和ハイツ 全部屋 明日葉S（201,205,206） 明日葉S（202） 明日葉S（203） 明日葉T（居室1） 明日葉T（居室2） 明日葉U 全部屋	32,000円 36,000円 42,000円 30,000円 22,000円 23,000円 31,000円
食材料費	1ヶ月分の夕・朝食材料費	18,000円 （毎月過不足精算） 毎月1日に当該月分を集金し、 月末で1ヶ月分を精算します。 不足分が生じた場合は追加徴収 を行い、残金が生じたときはそ の残金を返還又は当該月の翌々 月の食材料費と相殺します。
共同で使うものの購入と提供	日用品等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者全員が共同で負担することが適当と認められるもの ●各部屋および共通部分で使用する水道代・電気	15,000円 （年度で過不足精算） 毎月1日に当該月分を集金し、 4月1日から翌年3月31日の 年度で精算を行います。精算で

	代・ガス代 ●共通の諸経費 ●共同で使用する雑貨（トイレトペーパー・洗剤等）器具備品（食器・電気器具等）	不足分が生じた場合は追加徴収を行い、残金が生じたときは支給決定障害者にその残金を返還します。
個人が使用する日常生活上必要となる諸経費	利用者が個人的に日常生活に要する経費で利用者に負担していただくことが適当であるものについて購入します。 ○個人用日用品 ○保健衛生品 ○嗜好品・教養娯楽品	実費額
修繕費	畳、障子、襖、網戸の張替および利用者が故意に部屋を傷つけたり、汚したりした場合の修繕費用	実費額

体験利用の場合

	サービスの内容	金額
家賃	1泊分の部屋使用料	1000円/日
食材料費	1食分の材料費	400円/食 (通常夕食と朝食で1回800円となる)
共益費	日用品等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者全員が共同で負担することが適当と認められるもの ●各部屋および共通部分で使用する水道代・電気代・ガス代 ●共通の諸経費 ●共同で使用する雑貨（トイレトペーパー・洗剤等）	500円/日